

資料2

鹿沼市子ども・子育て支援事業計画
(骨子)「案」

平成26年5月

鹿沼市

目次

第1章 計画の策定

- < 1 > 計画の策定の背景と趣旨
- < 2 > 計画の位置付け
- < 3 > 計画の期間

第2章 現況と課題

- < 1 > 子どもをめぐる状況
- < 2 > ニーズ調査からみた課題

第3章 施策の基本理念及び施策の展開

- < 1 > 基本理念
- < 2 > 基本目標及び施策の体系

第4章 子ども・子育て事業計画

- < 1 > 教育・保育提供区域の設定
- < 2 > 幼児期の学校教育・保育
- < 3 > 地域子ども・子育て支援事業

第5章 基本施策

第6章 推進体制

第1章 計画の策定

< 1 > 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行は、人口構造が不均衡になり、労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援する仕組みが必要とされています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

鹿沼市においては、平成17年3月次世代育成支援対策推進法に基づき、平成26年度までを計画期間とした「鹿沼市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援や教育環境の整備などの点を図ってきました。

平成27年度からの実施する「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う問題など現状と課題に対して、社会全体に費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進してまいります。

< 2 > 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

本計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者、就学児童の保護者、妊婦の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映するため「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施するとともに、「鹿沼市総合計画」「鹿沼市次世代育成支援対策行動計画」「鹿沼市保育園整備計画」

などの各計画・施策と連携し、保健・医療、福祉、教育、まちづくりなどの各分野にわたり総合的に展開を図ります。

○調査の概要

目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、鹿沼市子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。
実施期間	平成25年12月1日～平成25年12月13日
調査対象	就学前児童の保護者 3,979人 就学児童の保護者 2,826人 母子手帳の交付を受けた人 177人
抽出方法	平成25年11月15日現在
回収率 ()内は有効回答者数	就学前児童の保護者 74.3% (2,957人) 就学児童の保護者 83.5% (2,359人) 母子手帳の交付を受けた人 45.2% (80人)

■子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子ども・子育て支援にかかわっている団体の代表、事業主・労働者の代表などで構成される「子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における「鹿沼市子ども・子育て支援におけるあり方を審議し、その意見等踏まえて策定しました。

< 3 > 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国の基準に従い、計画の見直しを必要に応じ実施します。

第2章 現況と課題

< 1 > 子どもをめぐる状況

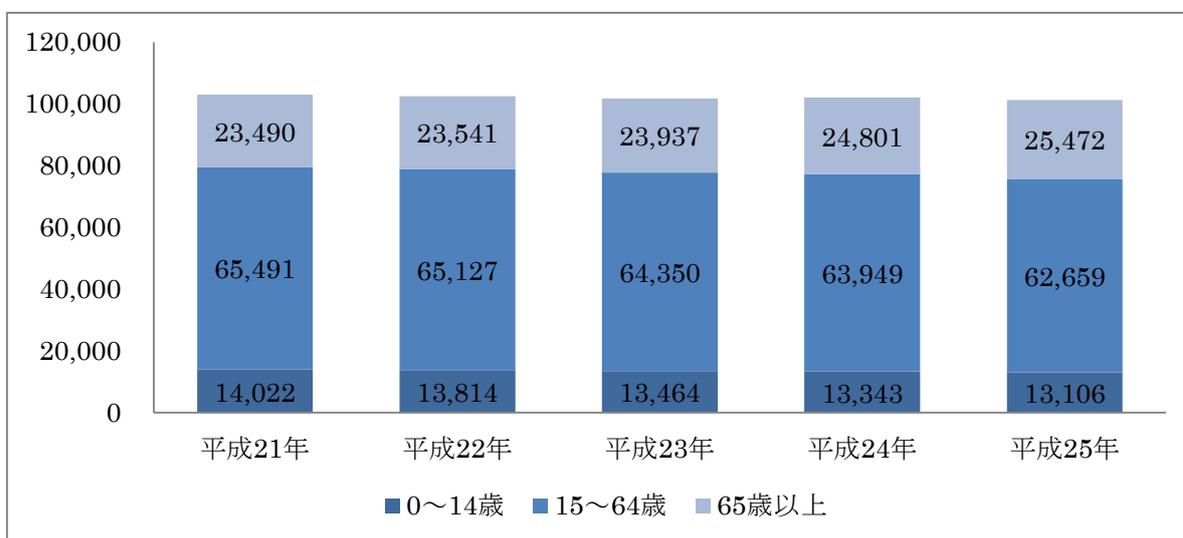
子ども・子育て支援制度においては、子育てをめぐる状況として、次のような現状と課題があげられています。

(1) 鹿沼市における人口の推移（年齢3区分別）

① 平成21年度～平成25年度 人口数

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	14,022	13,814	13,464	13,343	13,106
15～64歳	65,491	65,127	64,350	63,949	62,659
65歳以上	23,490	23,541	23,937	24,801	25,472
計	103,003	102,482	101,751	102,093	101,237



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 外国人登録者数（年齢構成が不明のため、登録者数で表示）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
外国人登録者数(人)	1,066	1,054	1,012	1,003

※ 平成25年度から①のデータに含まれている。

③ 世帯当人員数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
世帯当人員(人/世帯)	2.83	2.80	2.76	2.72	2.68

本市の総人口は平成21年から平成25年にかけて、10万人を少し上回りながら推移していました。

年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口は916人の減少、15～64歳の生産年齢人口は2,832人の減少、65歳以上の高齢者人口は1,982人の増加となっており、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向である一方で、65歳以上の高齢

者人口は増加する傾向にあります。

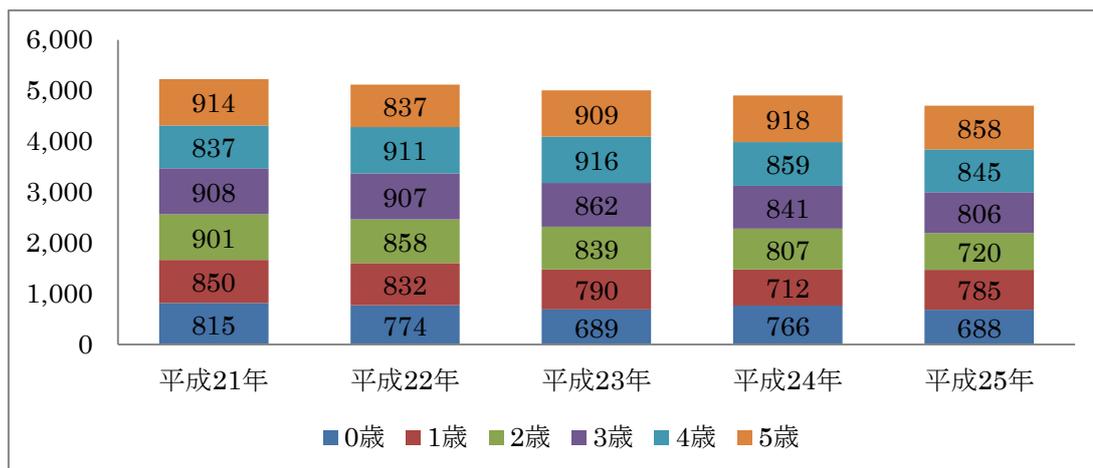
また、外国人登録人数においても、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて減少しています。

また、世帯あたり人員は年々減少する傾向にあり、平成 25 年では 2.68 人/世帯となっています。

(2) 未就学児童数の推移 (0～5 歳)

単位；人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	815	774	689	766	688
1歳	850	832	790	712	785
2歳	901	858	839	807	720
3歳	908	907	862	841	806
4歳	837	911	916	859	845
5歳	914	837	909	918	858
計	5,225	5,119	5,005	4,903	4,702



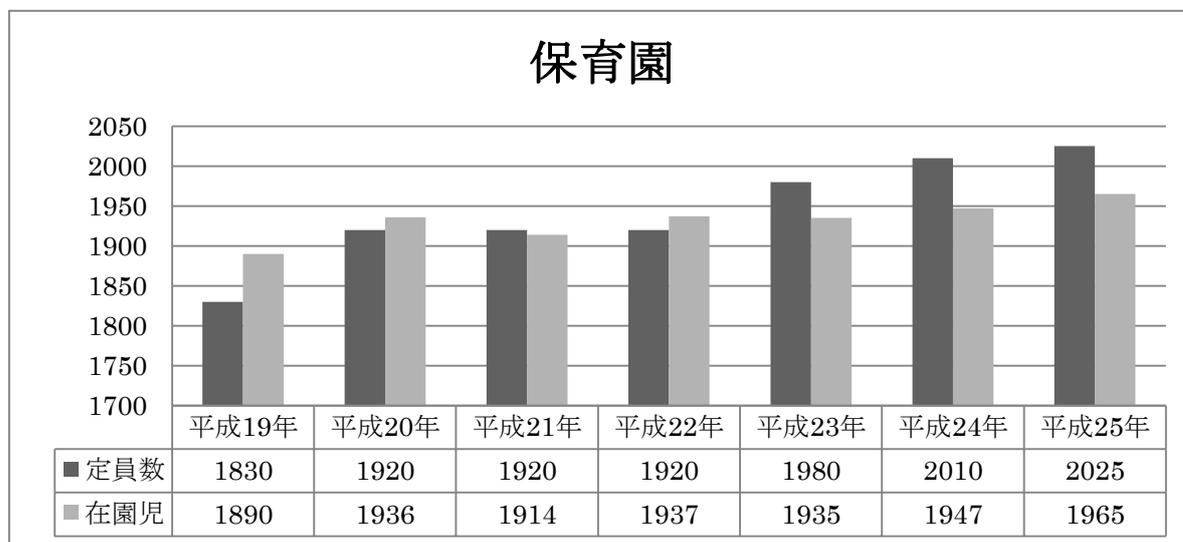
資料：(1) ①住民基本台帳（各年3月末現在）からの年齢構成です。

0～5歳の人口は、平成21年から平成25年にかけて減少する傾向です。0歳児をみると、平成25年には688人となり、平成21年に比べ127人減少しています。

(3) 教育・保育施設児童数の推移

① 保育園

単位；人

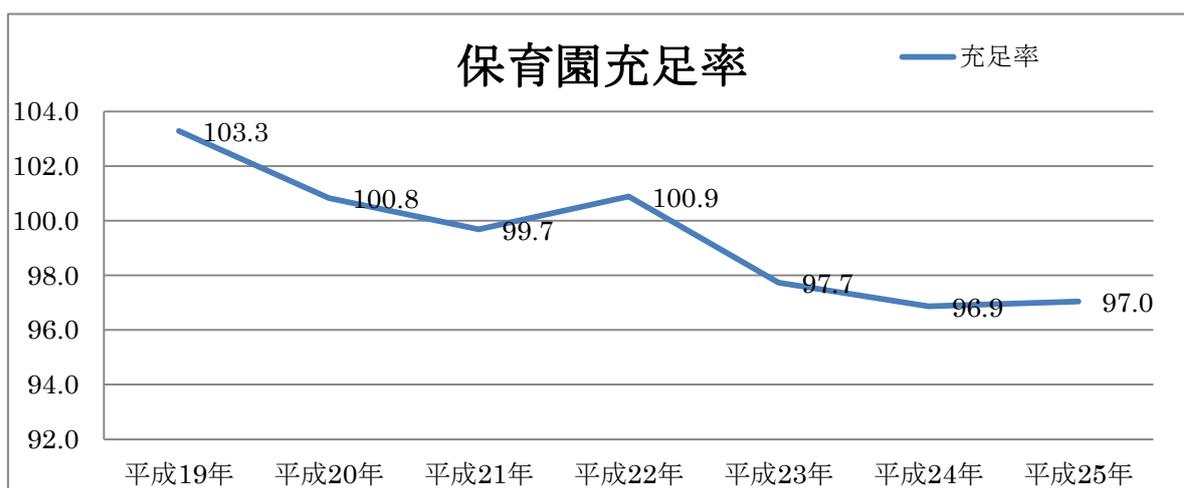


資料：こども支援課調べ（各年4月1日時点）

保育園は平成25年に1園減少し、平成25年で23施設、定員数は2025人となっています。在園児数については平成22年以降増加し、平成25年では1,965人となっています。

①-1 保育園の定員に対する充足率の推移

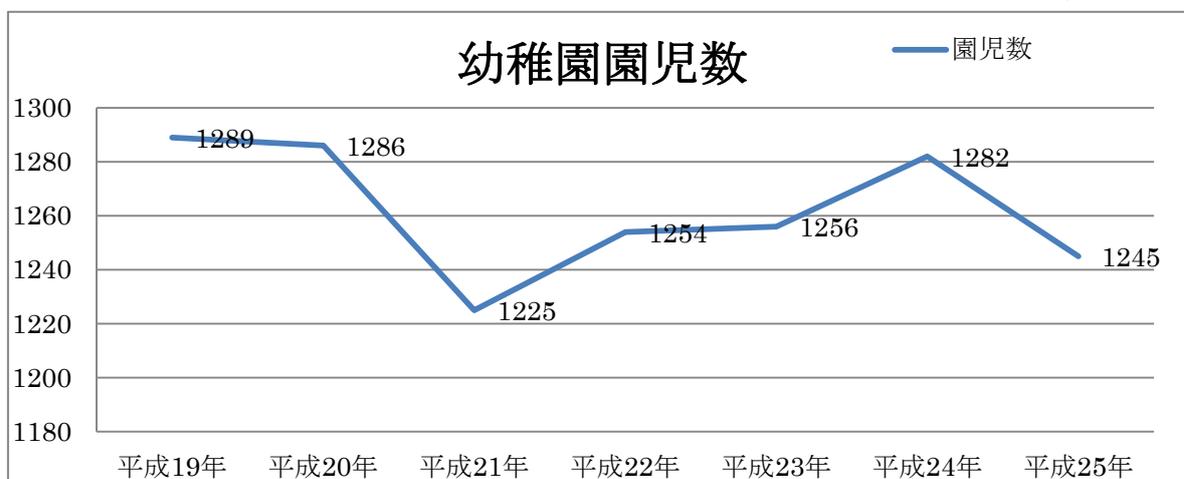
単位：%



定員に対する保育園の充足率は、平成22年以降、下降傾向で、平成25年時点では97.0%となっています。

②幼稚園

単位：人

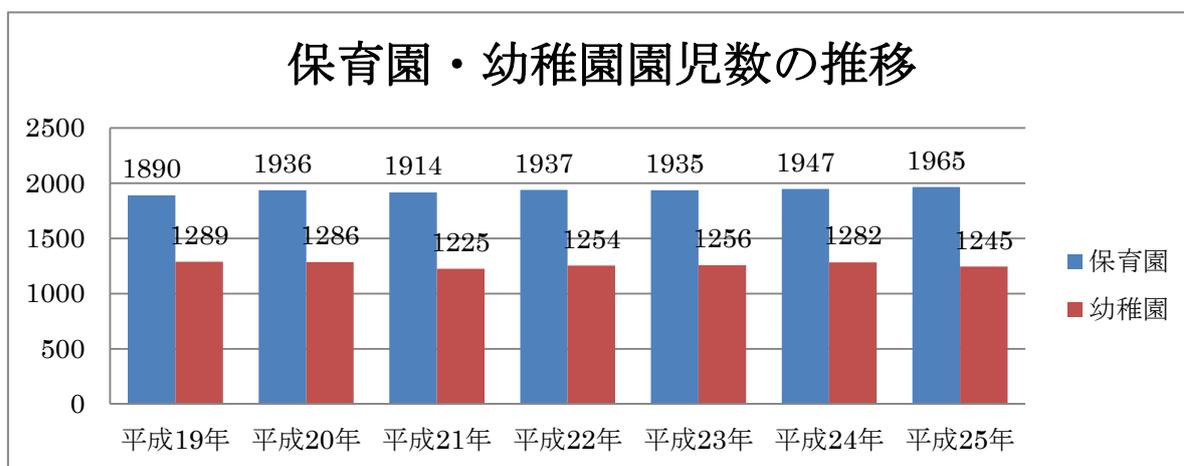


資料：学校基本調査（各年5月1日時点）

園児数は平成21年から平成24年にかけては増加傾向でしたが、平成25年は平成24年に対して37人減少し、1,245人となっています。

③保育園、幼稚園の在園児数の推移

単位：人



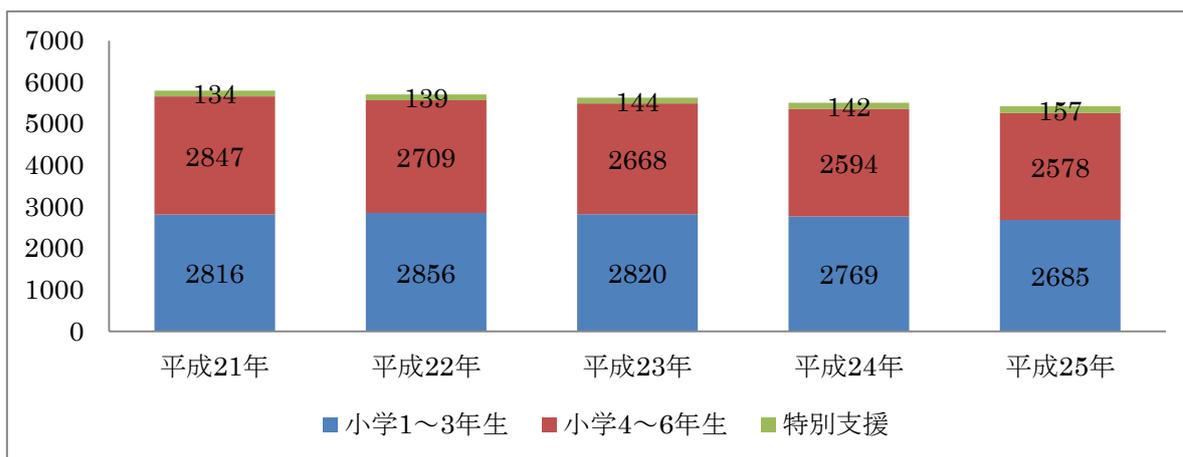
資料：学校基本調査（各年5月1日時点）

保育園と幼稚園の在園児数の推移をみると、保育園が幼稚園を大きく上回っています。

④小学校

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学1～3年生	2,816	2,856	2,820	2,769	2,685
小学4～6年生	2,847	2,709	2,668	2,594	2,578
特別支援	134	139	144	142	157
計	5,797	5,704	5,632	5,505	5,420

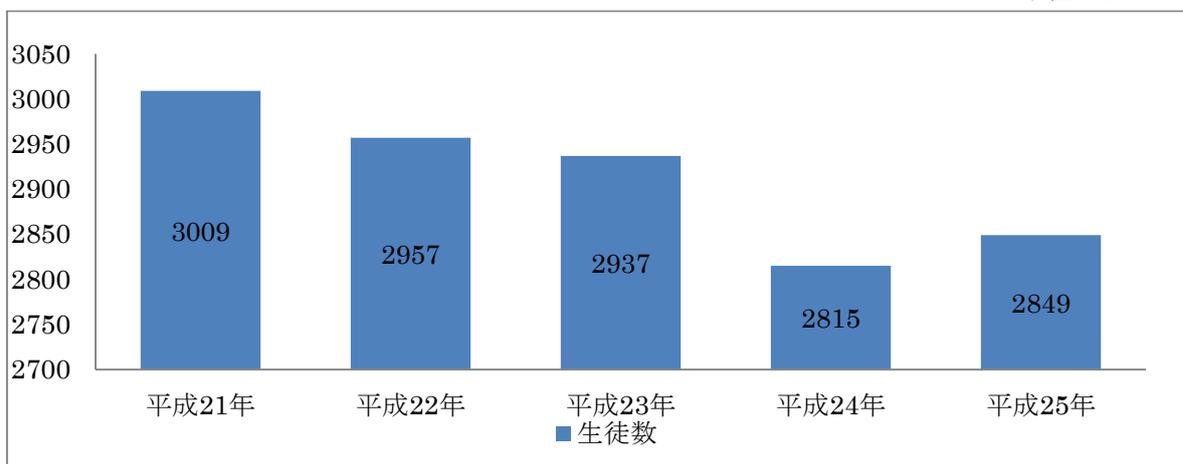


資料：学校教育課調べ 各年5月1日現在

小学校の児童数は年々減少しており、平成21年から平成25年では377人の減少となっています。

⑤中学校

単位：人



資料：学校教育課調べ 各年5月1日現在

中学校の児童数は、平成24年まで減少傾向でしたが、平成25年は、増加しています。

⑥学童保育（放課後健全育成事業）

単位：人



※ 登録児童数は月平均の児童数

資料：こども支援課調べ

学童保育の利用については、平成 21 年から 23 年にかけては横ばいでしたが、平成 24 年度から増加する傾向にあり、平成 25 年には 1,128 人となっています。

< 2 > 課題について

平成 25 年 12 月に実施しましたニーズ調査のなかで、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者、妊婦ごとの必要なサポートや意見を集約すると次のとおりとなります。

(1) 就学前児童

保護者の求めているサポートとしては、第 1 位は「一時預かり」に約 20%

占めており、量の見込みの数値と比較しても多い。ただし、内訳については、「病
気時などの緊急性」「リフレッシュ」の理由のほか、既存施設の金額負担や利用
時間など多種多様であります。

次に多かったのは、「悩み・相談」が約13%あり、「気軽に相談できる環境」、
「病気時などの緊急」などあります。特に、子育てする親同士の交流など相談
もあります。

次に「全体的な支援策」「地域（イベント）」「保育園」などが続くが、少数意
見も内容を精査し、計画に反映させていきたい。

また、「量の見込み」から見解としては、前項で示した「一時預かり」へのニ
ーズのほか、「0～2歳児」の保育ニーズもあり、対応策を検討していく。

（2）小学生

小学生の保護者の求めているサポートとしては、就学前児童と同じく「一時
預かり」が約13%あり、緊急時に預かってもらえる施設などのサポートを求
めている。

次に「悩み・相談」も約13%あり、気軽に相談できるものや病気などの専
門的な相談を求めている。

また、学童保育への意見も多数あり、長期休暇への対応や料金の減額などの
サポートの声があるほか、「量の見込み」でもあるように高学年の対応を求めて
いる。

（3）妊婦

妊婦の求めるサポートについては、情報の提供が約3割を占め、正確な情報
の提供を求めている。

以上、各保護者の求めているものを、至急に対応可能なもの、長期計画が必要
なもの、本計画のみならず検討していく。

第3章 施策の基本理念及び施策の展開

< 1 > 基本理念

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針（意義に関する事項）

① 子ども・子育て支援法の目的

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会
- ・良質かつ適切な内容及び水準の子ども・子育て支援

② 子ども・子育て支援法の対象

- ・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障
- ・法は、全ての子どもや子育て家庭を対象とする。

③ 社会全体で取り組むべき最重要課題

- ・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ
- ・全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援

家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければならない。



■鹿沼市子ども・子育て支援事業計画の基本理念（案）

例) 基本理念を公表している自治体から

- ・安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり（宮崎市）
- ・子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき（川崎市）
- ・子ども達の笑顔があふれるまち（鹿沼市次世代育成支援対策）



< 2 > 基本目標及び施策の体系

○基本の目標策定及び体系は、次世代育成支援対策後期行動計画との関連があるため下記の対照表を作成。

鹿沼市次世代育成支援対策後期行動計画の体系				子ども子育て支援事業計画の記載事項	
主要テーマ	施策の方向	具体的な施策			
子ども達の笑顔があふれるまちをめざして	1. 子育て環境づくり	1. 地域における子育ての支援	1. 地域における子育て支援サービスの充実	必須記載事項 1) 教育・保育提供区域の設定 2) 各年度における教育・保育量の見込み、確保方策 3) 地域こども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 4) 教育・保育の一体的提供、教育・保育推進に関する体制の確保	
			2. 保育サービスの充実		
			3. 児童の健全育成		
		2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1. 子どもや両親の心と体の健康の確保		任意記載事項 1) 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保 2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進 ・障害児施策の充実等 3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備
			2. 「食育」の推進		
			3. 思春期保健対策の充実		
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	4. 医療制度の充実			
		1. 次代の親の育成			
		2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備			
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	3. 家庭や地域の教育力の向上	・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進 ・障害児施策の充実等 3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備		
		4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進			
		1. 良質な居住環境の確保			
	3. 地域環境づくり	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進		2. 安心して外出できる環境の整備	・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進 ・障害児施策の充実等 3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備
				3. 子どもたちの安全の確保	
				1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
	6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	2. 仕事と子育ての両立支援の推進	・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進 ・障害児施策の充実等 3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備	
			1. 児童虐待防止対策の充実		
			2. ひとり親の子育て支援		
			3. 障害児政策の充実		

第4章 子ども・子育て事業計画 {※〇が、設定・検討する内容}

<1> 教育・保育提供区域の設定

○地域の实情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定

■教育区域の設定

・区域設定では、次の1)～5)の中から作成。

- 1) 市全体を一つのものとして作成
- 2) 旧市町（鹿沼市・旧栗野町）単位で作成
- 3) 山間部と都市部で作成 4) 中学校単位で作成 5) その他
⇒アンケートでは、地区別で実施したが、錯誤回答あり。
※地区を明記したものを抽出し、対応した場合
⇒地区別の児童人口の見通しの作成

<2> 幼児期の学校教育・保育

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

○教育・保育提供区域ごとに計画期間における必要利用定員総数「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を設定

⇒現在の利用状況に利用希望を踏まえて設定

{認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等}

■表1 平成27年度～平成31年度における量の見込み（暫定）

	対象年齢	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	3歳-5歳	1,540	748	732	715	698	681
②<2号認定>(幼稚園)	3歳-5歳		502	490	479	468	457
③<2号認定>(認定こども園及び保育所)	3歳-5歳	1,250	996	974	952	929	907
小計	3歳-5歳	2,790	2,246	2,196	2,146	2,095	2,045
①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	237	337	328	319	311	303
①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	1・2歳	652	997	971	945	918	892
小計	0歳-2歳	889	1,334	1,299	1,264	1,229	1,195
合計	0歳-5歳	3,679	3,580	3,495	3,410	3,324	3,240

※平成25年度は実績

■認可外保育園 平成25年度実績（0歳児～）194人

○設定の区分

○待機児童（主に0～2歳）の保育利用率は、計画期間内に目標値を設定

<3>地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を設定

⇒現在の利用状況に利用希望を踏まえて設定

{放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業など}

■表2 平成27年度～平成31年度における量の見込み（暫定）

	対象年齢	単位	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	0～5歳	人	330	426	416	406	396	385
学童保育（放課後児童健全育成事業）【低学年】	小学生	人	969	910	897	882	868	855
学童保育（放課後児童健全育成事業）【高学年】	小学生	人	224	706	694	684	673	661
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	0～5歳	人日/年	0	2	2	2	2	1
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	0～2歳	人回/月	865	4,092	3,985	3,880	3,771	3,663
一時預かり事業	0～5歳	人日/年	28,027	157,019	153,448	149,879	146,286	142,692
・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり<1号認定>	3～5歳	人日/年	※1 26,873	6,612	6,484	6,317	6,167	6,018
・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり<2号認定>	3～5歳	人日/年		125,065	122,245	119,475	116,654	113,833
・その他	0～5歳	人日/年	3,996	25,342	24,719	24,087	23,465	22,841
病児保育事業	0～5歳	人日/年	※1,300	5,261	5,134	5,005	4,879	4,753
ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）【低学年】	小1～小3	人日/週	44	89	88	87	85	84
ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）【高学年】	小4～小6	人日/週	※0	59	58	57	57	56

※1 延べ人数 ※ 定数で記載

○母子保健関連施設との連携等

◎ 現在の量の見込みの数値については、国の算定方法から算出した数値になっております。現在、国から修正方法など示してしる項目もあり、次回会議以降に、再度修正したものを提案させていただきます。

第5章 基本施策

- 1 地域における子育ての支援
- 2 援護を必要とする子育て家庭への支援
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 5 教育環境の整備
- 6 子育てしやすい生活環境の整備

※ 他の計画（次世代育成支援対策後期行動計画）との整合に注意しながら以下の項目を明記する予定

■明記予定内容

- 教育保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の確保内容及び実施時期
- 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の確保内容及び実施時期
- 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業及び確認を受けない幼稚園により確保を行う場合
- 特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制
⇒ 計画期間内に「量の見込み」に対応する「確保の内容」を定め、教育・保育施設及び地域型保育事業を整備
- 設定した「量の見込み」に対応する、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期の設定
- 放課後児童健全育成事業は、児童館や放課後子ども教室との連携
- 認定こども園の設置数、設置時期
 - ・認定こども園を普及させる背景や必要性
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進策
- 幼児期の学校教育と小学校教育との円滑な接続

- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ・産休明け等の保護者が円滑に利用できるよう情報の提供、教育・保育施設の整備等

- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県の施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子、父子家庭の自立支援の推進
 - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・県、地域企業、労働局などの団体等と連携しながら地域の取り組みを推進

第6章 推進体制

※関係機関などの役割を明記し、取組内容などを表示